



福岡医発第 531 号 (地)
令和 5 年 5 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 5 年度 H I V / A I D S 出前研修について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件について独立行政法人国立病院機構九州医療センターより福岡県保健医療介護部を通じて別添のとおり周知依頼がありました。

九州における H I V ・エイズ診療拠点病院である同医療機関において、県内で H I V 患者を受入れている、又は受入れを検討している医療機関、介護・福祉施設等を対象に、H I V 感染症に関する知識や H I V 感染者へのケアについて理解すること、及び H I V 感染症に関する知識や感染対策について学び、患者受入れの不安を軽減することを目的として、同医療機関及び福岡県内 H I V 拠点病院の H I V 担当者が、依頼のあった施設へ出向き教育的研修を行う「出前研修」が、別紙のとおり計画されております。

研修の詳細については、別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

学術担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人福岡県歯科医師会

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

令和5年度 HIV/AIDS出前研修について

本県のエイズ・HIV感染症対策につきましては、平素より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、独立行政法人国立病院機構九州医療センターから、下記のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

HIV感染症及びエイズ患者（以下「感染者等」という。）に関しては、抗HIV療法の進歩等により生命予後が顕著に改善されたこと等から、その高齢化に対応する必要があるなどの課題が生じており、感染者等に対する長期的視点に立った総合的エイズ治療の継続や拠点病院以外の医療機関との診療連携のほか福祉施設等において円滑にサービスを受けるなど、地域格差のない良質かつ適切な療養環境の実現が求められています。

しかしながら、医療・福祉等の現場においては、感染対策等の知識不足による感染者等の円滑な受入が進んでいない状況や受入拒否が生じていると考えられるため、医療・福祉等の現場における正しい知識の普及を図り、感染者等を主体とした医療や福祉等が適切に提供されるよう、厚生労働省行政推進調査事業費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」班により実施される標記出前研修の活用を御検討いただくよう、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

○ 令和5年度 HIV/AIDS出前研修について

【参考】HIV感染症・エイズに関する医療体制について（依頼）

（令和3年3月11日付け健感発0311第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

－問合せ先－
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 吉本
TEL：092-643-3597
E-mail：yoshimoto-a7957@pref.fukuoka.lg.jp



九医セン管発第 28 号
令和 5 年 4 月 24 日

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課感染症対策係
福岡市保健医療局健康医療部保健予防課 御中
北九州市保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策課

独立行政法人国立病院機構九州医療センター

院長 岩崎 浩己



令和 5 年度 HIV/AIDS 出前研修について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当院の HIV/AIDS 事業に対し、ご理解ご協力頂きありがとうございます。

さて、地域において適切なエイズ医療を行うためには、拠点病院を含む医療機関との連携に努めることが不可欠だと思われます。また治療の進歩により、慢性疾患として位置づけられるようになった現在、介護福祉施設等との連携も必要となってきました。

つきましては、地域格差、医療格差のない診療を目指し、支援体制をとっていくことを目的に、当院や福岡県内 HIV 拠点病院の HIV 担当者が、依頼のあった施設へ出向き教育的研修を行う「出前研修」を別紙の通り計画致しました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド（対面またはオンライン）での研修とさせていただきます。

お忙しいところ恐れ入りますが、当研修につきまして、貴管内の医師会・歯科医師会並びに医療（急性期・回復期・緩和ケア等）機関、介護福祉施設等へご周知頂きたく、何卒宜しく願い申し上げます。

【お問合せ先】

厚生労働行政推進調査事業費補助金エイズ対策研究事業
「HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究」班
国立病院機構九州医療センター
AIDS/HIV 総合治療センター 吉用
福岡市中央区地行浜 1-8-1
TEL : 092-852-0700 (内線 2501)
FAX : 092-847-8801



令和 5 年度 HIV/AIDS 出前研修のご案内

九州における HIV・エイズ診療拠点病院である九州医療センターでは、福岡県内の拠点病院や行政と協同で HIV・エイズに関する知識の普及啓発活動に取り組んでおります。その一環として、医療介護福祉機関に対し、下記のとおり「HIV/AIDS 出前研修」を実施しております。

皆様におかれましては、職場での疾患教育にお役立ていただけますと幸いです。

【研修概要】

研修目的	HIV 感染症に関する知識や、HIV 感染者へのケアについて理解する。 HIV 感染症に関する知識や感染対策について学び、患者受け入れの不安を軽減する。
対象機関	福岡県内で HIV 患者の受け入れが可能・または受け入れを検討している医療機関（歯科含む）、薬局、介護・福祉施設、障がい者施設、職能団体の研修会等 ※少人数でも対応致します。
研修講師	九州医療センターもしくは福岡県内 HIV 拠点病院の HIV 担当医師・歯科医師・看護師・薬剤師・カウンセラー・ソーシャルワーカー等から機関種別・研修内容に適した職種が講義致します。
研修内容	以下の項目の中からご希望に応じた内容を講義致します。 ①HIV 感染者の動向 ②HIV の医療体制について …診療体制、チーム医療、拠点病院・協力病院の役割 ③HIV 感染症について …基礎知識、HIV 感染症を疑うコツ、治療、抗 HIV 薬、日和見感染予防、母子感染予防、感染対策、針刺し事故対応 ④HIV 感染者の療養について …日常生活教育、服薬支援、心理支援、社会福祉制度、療養支援、地域連携 等
研修形式	対面（貴施設に講師が伺います）もしくはオンライン（Microsoft Teams 等）によるライブ研修いずれか選択できます。 *感染状況によって変更させていただく場合があります。
申込方法	研修を希望する月の前々月までに以下の申し込みフォームからお申込みください。 時間；平日 10～17 時、研修時間；40～60 分 それ以外をご希望の場合はご相談ください。 《申し込みフォーム》以下の URL もしくは右記の QR コードからお申し込みください。 https://forms.gle/KEwGLBykU8nkChzS8 
費用	無料
その他	研修後、受講された方へアンケートのご協力をお願い致します。

【お申し込み・お問い合わせ先】

国立病院機構 九州医療センター AIDS/HIV 総合治療センター
〒810-8563 福岡市中央区地行浜 1-8-1

TEL：092-852-0700（内線 2501） FAX：092-847-8801

E-mail：yoshimochi.midori.ch@mail.hosp.go.jp

研修担当：首藤 事務担当：吉用

九州医療センターAIDS/HIV
総合治療センターの HP も
是非ご覧ください。



健感発 0311 第 4 号

令和 3 年 3 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

HIV 感染症・エイズに関する医療体制について（依頼）

「エイズ治療の拠点病院の整備について（通知）」（平成 5 年 7 月 28 日付け健医発第 825 号厚生省保健医療局長通知）等により、各都道府県におけるエイズ治療の拠点病院の選定・確保をはじめとした医療体制の整備をお願いしてきたところですが、これまでの医療体制の整備及び抗 HIV 療法の進歩等により、我が国においては、HIV 感染者及びエイズ患者（以下「感染者等」という。）の生命予後が顕著に改善されました。

これに伴い、感染者等の増加及び高齢化に対応する必要性が生じており、感染者等を主体とした良質かつ適切な医療を居住地において安心して受けることができるよう、現状に即した医療体制を整備していく必要があるものと考えます。

各都道府県におかれては、上記通知及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 29 年厚生省告示第 9 号）等を踏まえ、HIV 感染症及びエイズ治療（以下「エイズ治療」という。）の拠点病院と連携のもと、どの医療機関でもその機能に応じて感染者等に必要な医療を提供できるよう、現状の感染者等の医療ニーズ等に鑑みて、下記の事項に御留意の上、改めて現状の医療体制の御確認をお願いします。

記

1 医療機関連携による長期的なエイズ治療提供体制の構築

HIV 感染症及びエイズの予後の改善に伴う感染者等の累積的な増加に対応するためには、機能の異なる医療機関が連携して感染者等にとって最適な医療を長期的に提供するための体制を感染者等の病状や背景に十分留意した上で、感染者等と医療スタッフが協働して構築していくことが必要です。

そのため、都道府県内のエイズ診療ブロック拠点病院、中核拠点病院及び拠点病院（以下「エイズ治療拠点病院等」という。）について、それぞれが果たすべき役割を改めて御検討ください。その結果を踏まえ、地域の医療・福祉資源や感染者等のニーズ（地理的条件や交通機関の整備状況等）等を踏まえ、エイズ治療拠点病院等以外の

医療機関とも連携して、感染者等に長期にわたり総合的なエイズ治療を提供できる体制を構築いただきますようお願いいたします。

なお、感染者等に対しては、標準予防策により全ての医療機関及び福祉施設等で診療やサービスを提供することが可能であると考えますが、未だ医療・福祉等の現場で差別偏見による感染者等の受入拒否が起こっているものと承知しています。医療体制の整備とともに、こうした受入拒否等が発生しないよう必要な周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

2 合併症に対応するための体制構築

感染者等の予後の改善に伴い、様々な合併症に対する治療体制が求められます。そのため、エイズ治療拠点病院等が必要に応じて、エイズ治療以外の拠点病院等（例えば、がん診療連携拠点病院等）と連携し、感染者等に必要な医療を適切に提供できるような医療体制を構築いただきますようお願いいたします。

3 地域のエイズ治療体制の維持及び向上

エイズ治療拠点病院等においては、地域のエイズ治療の要として、科学的根拠に基づく最新の知見を有していることが求められます。その上で、エイズ治療拠点病院等は、地域のエイズ治療体制を長期的に維持、向上させるために、地域の医療従事者に対する HIV 感染症及びエイズに関する基礎的な研修や高度なエイズ治療を担う医療従事者の育成を行っていただきますようお願いいたします。

また、「保健所における HIV 検査の実施について」（令和3年3月11日付健感発0311第3号・健健発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長・健康課長連名通知）においては、スクリーニング検査の結果を受検者に通知する際に、受検者からの相談を受けられるようにすることやスクリーニング検査陽性者を確実に確認検査につなげることが必要であることをお示ししています。こういった体制整備に当たっても、必要に応じてエイズ治療拠点病院等との連携を検討いただきますようお願いいたします。

以上を踏まえ、エイズ治療拠点病院等の選定を変更しようとする場合には、以下の担当まで協議をお願いいたします。

【協議先】

厚生労働省健康局結核感染症課
エイズ対策推進室 エイズ医療係
担当 湯永、田中
03-5253-1111（内線 2358）